

付記弁理士制度10周年記念シンポジウム



特定侵害訴訟代理業務試験及び能力担保研修制度が創設され、付記弁理士が誕生してから、本年度が10周年目の節目である。これを記念し、2月20日に多数の来賓を迎える「付記弁理士制度10周年記念シンポジウム」をニッショーホールにおいて開催した。



奥山会長は挨拶のなかで「弁理士の専門性を活用して知的財産に関する特定侵害訴訟の審理の迅速化を図ることで、創造・権利設定・権利活用という知的創造サイクルが好循環し、日本の産業競争力の強化につながる。」と付記弁理士制度につき力強く語った。

●付記弁理士とは

特定侵害訴訟(※)に関して、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、その訴訟代理人となることができる弁理士。付記弁理士になるには、特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、かつ、日本弁理士会より弁理士登録にその旨の付記を受ける必要がある。

平成25年2月20日現在で2,854名の付記弁理士があり、全弁理士の約1/3にあたる。

(※)「特定侵害訴訟」とは、特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利の侵害又は特定不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟を指す。